

香芝市告示第57号

香芝市1か月児健康診査実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市1か月児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき実施する香芝市1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児)

第2条 健康診査を受けることができる者（以下「対象児」という。）は、香芝市内（以下「市内」という。）に住所を有する生後27日を超え、生後6週に達しない乳児とする。ただし、次に掲げる者は対象児とする。

- (1) やむを得ない理由により当該期間に健康診査を受けられなかった者
- (2) その他市長が必要と認める者

(健康診査の内容)

第3条 健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体の発育の状況の確認
- (2) 栄養状態の確認
- (3) 疾病及び異常の有無の確認
- (4) 新生児聴覚検査及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- (5) ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じたビタミンK₂の投与
- (6) 育児上問題となる事項の確認

(実施医療機関等)

第4条 健康診査は、市長が別に定める奈良県内の医療機関等（以下「委託医療機関等」という。）において実施するものとする。

(受診券の交付)

第5条 市長は、母子保健法第15条の規定による妊娠の届出があったとき又は同法第16条第1項の規定による母子健康手帳の交付を受けた妊婦が市内に転入したときは、当該妊婦に対し、香芝市1か月児健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

(受診方法等)

第6条 健康診査を受診しようとする対象児の保護者は、受診する委託医療機関等に受診券を提出するものとする。

2 健康診査の受診に要した費用は、香芝市が委託医療機関等に支払うものとする。ただし、当該費用の額が6,000円を超えるときは、当該超えた額は、健康診査を受診した対象児の保護者が支払うものとする。

(費用の助成)

第7条 市長は、対象児が健康診査を受診した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該健康診査の受診に要した費用を助成する。

(1) 委託医療機関等以外の医療機関等において受診した場合

(2) 受診券の交付を受けていない場合

2 助成する額は、健康診査の受診に要した費用の額（当該額が6,000円を超える場合は、6,000円）とする。

(助成の手続)

第8条 前条に規定する費用の助成を受けようとする対象児の保護者は、1か月児健康診査費用請求書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 健康診査の領収書の写し又は支払額等が確認できる書類の写し

(2) 受診券に医師による結果の記載がない場合及び受診券の交付を受けていない場合にあつては、健康診査の受診日及びその結果の記載がある母子健康手帳（健康診査の受診日及びその結果の記載がある部分並びに出生届出済証明の部分に限る。）の写し

(3) 受診券（受診券の交付を受けていない場合を除く。）

2 前項の規定による請求は、健康診査を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、必要と認める額を、当該請求をした者が指定する口座に振り込むものとする。

(受診券交付の記録)

第9条 市長は、受診券の交付の状況を明確にし、記録するものとする。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に出生した乳児に係る健康診査について適用する。

別記様式（第8条関係）

1 か月児健康診査費用請求書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

請 求 額 金 円

対象児	住 所	☐ 申請者と同じ	
	フリガナ氏名		
	生 年 月 日	年 月 日	
保護者	住 所	☐ 申請者と同じ	
	フリガナ氏名		
	生 年 月 日	年 月 日	
受診医療機関等の住所及び名称			
受 診 日		年 月 日	

振込先

支払機関名		預金種別	口座番号					
銀行 農協 信金	支店	普通・当座・その他()						
	店 番	フリガナ						
		口座名義人						

添付書類

- ☐ 領収書の写し又は支払額等が確認できる書類の写し
- ☐ 母子健康手帳の写し（受診日及びその結果の記載があるページ並びに出生届出済証明のページ）
- ☐ 1 か月児健康診査受診券